

大杉公園指定管理者募集に係る質問内容及び回答

No.	資料名称	ページ	項目名	質問内容	回答
1	募集要項	6	指定管理者 委託料	今回示された 5 年間の委託料上限額（35,260,000 円）は、年平均に換算すると約 705 万円です。前回公募時（令和 6～8 年度）の年平均 約 727 万円 や R7 年度、R8 年度の指定管理者委託料の実績と比較して減額されています。 昨今の最低賃金の大幅な上昇や物価高騰が続く中で、基準となる委託料が引き下げられている算出根拠等についてご教示ください。	支出においては昨今の賃金上昇や物価高騰を加味しながら算定を行いましたが、令和 8 年度より人員配置の適正化が図られたことから、賃金については前年度実績から減少する形で見直しを行いました。また収入におきましては令和 6、7 年度の施設利用料収入額を参考に昨年度実績より増額する形で算出致しました。 上記のとおり、収入と支出の見直しを行い、次期指定期間における委託料の算出を行っております。
2	業務基準書	12	リスク分担に 関する事項	「物価変動」に関し「※指定管理業務の収支に重大な影響を及ぼすものは協議事項とする」との注釈が付いています。 「重大な影響」について、市の基準値等がありますでしょうか。 例：赤字額が¥〇〇を超えた場合 物価指数が何%上昇した場合 等	左記事項に関して、市としての基準は設けておりません。 大杉公園におきましては、当課と指定管理者間で協議を行うことにより「重大な影響」に該当するか否かを判断したいと考えております。

3	業務基準書	12	リスク分担に関する事項	「不可抗力」について 近年の記録的な酷暑やクマの出没、大雪等の自然的現象は、管理者の努力では回避できない「不可抗力」に該当すると認識しています。これらにより臨時閉園や予約キャンセルが相次ぎ、施設利用料収入が著しく減少した場合、リスク分担表にある「要協議」に基づき、市がその損失を補填（または委託料の増額）する余地はありますか。	左記のような自然的現象による施設利用料収入の減少及び損失の補填については、その原因や状況に応じて、協議を行う余地があると考えております。
4	業務基準書	12	リスク分担に関する事項	リスク分担に基づき、長岡市のスポーツ施設等では、物価高騰及び最低賃金値上げの影響により収支不足が発生した際は、協議、補填が行われています。 当施設においても、リスク分担表にある「要協議」に基づき、市がその損失を補填（または委託料の増額）する余地はありますか。	価格高騰や賃金上昇に関わるリスク負担について、これらを原因として収支に重大な影響を及ぼす場合に限り、指定管理者と協議を行い、損失の補填を検討したいと考えております。

5	業務基準書	11	修繕費	施設設備の老朽化が進み、また指定管理委託料が実質減額される中で、10 万未満(管理者負担)の修繕の頻発は、施設経営に重大な影響を及ぼします。 修繕予算が超過した場合「年度末の清算(返納)」だけでなく、不足分を協議する余地はありますでしょうか。ご教示ください。	予算を超過した分の修繕費の補填は出来かねます。万が一、年度途中で修繕予算が上限に達し、委託料の範囲内での修繕が困難な場合、その後に生じた突発的な修繕の負担者については、当課と指定管理者間で協議を行うことにより、決定したいと考えております。
6	申請書様式	11	収支計画に関する事項	様式第 4 号 長岡市大杉公園事業計画書 7 収支計画に関する事項 (3) 市への納付金の算定方法 について大杉公園はこれまで「利益還元納付金」の対象施設ではありませんでしたが、今後対象となるということでしょうか。 募集要項、業務基準書等にもその旨の記載はありませんでした。ご教示ください。	申請書様式に誤りがございましたので修正致しました。従来通り「利益還元納付金」の対象施設ではございません。